

様	給与支払報告書は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を用いた電子での提出にご協力をお願いいたします。書面で提出される場合は、必ずこの総括表を添付して提出してください。
---	--

### 令和8年度（令和7年中）給与支払報告書の提出について

平素より、当町の税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
 さて、令和8年度給与支払報告書（総括表）を送付いたしますので、下記の事項にご留意のうえ、ご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、税理士等に事務を依頼される場合も、この総括表をお渡しいただき、添付して送付いただけるようご依頼ください。

提出先 受給者の令和8年1月1日現在の住所地の市区町村長  
 提出書類 総括表：1部、給与支払報告書：1名につき1部  
 提出期限 令和8年2月2日（月）必着（地方税法第317条の6）※期限厳守でお願いします。

記入方法	
給与の支払期間	「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
給与支払者の個人番号又は法人番号	給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及び電話番号を記載してください。
関与税理士等の氏名及び電話番号	税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問い合わせ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
給与の支払方法及びその期日	月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

- 注意**
- 給与支払報告書を提出した後に退職や転勤等が生じ、令和8年6月からの特別徴収ができない場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
  - 中途退職者やアルバイトなど、令和7年中の給与の支払いが少額である場合でも、税負担の公平を保つため、支払金額にかかわらず給与支払報告書の提出をお願いいたします。

提出先	〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地 綾川町 税務課 TEL: 087-876-5284
-----	---

### ① 令和8年度 給与支払報告書（総括表）

綾川町長 宛て		令和 年 月 日提出		指定番号	
給与の支払期間	令和 年 月から 月分まで	事業種目			
給与支払者の個人番号又は法人番号		受給者総人員			人
フリガナ		報告人員	特別徴収対象者		人
給与支払者の氏名又は名称			普通徴収対象者（退職者）		人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称			普通徴収対象者（退職者除く）		人
フリガナ		報告人員の合計			人
同上の所在地	〒	所轄税務署名			税務署
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		給与の支払方法及びその期日			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 課 係 (電話 )	納入書の送付			必要・不要
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話 )				

※ 名称、所在地等の記載内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。  
 ※ 給与支払報告書の提出該当者がない場合は、総括表の綾川町への提出は不要です。

#### 報告人数について

- 受給者総人員  
1月1日現在において給与を支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 特別徴収対象者  
綾川町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 普通徴収対象者（退職者）  
綾川町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者の人員を記載してください。
- 普通徴収対象者（退職者除く）  
綾川町に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるものうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 報告人員の合計  
「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者除く）」欄の人員の合計を記載してください。

### ② 令和8年度 普通徴収該当理由書 兼 仕切紙

この普通徴収該当理由書兼仕切紙の下には、令和8年6月以降、町・県民税を給与から天引きできない方の給与支払報告書（個人別明細書1部）を綴ってください。

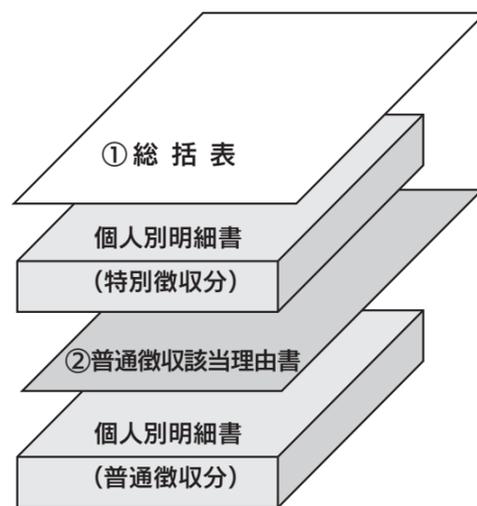
市町名	綾川町	指定番号	
事業所名			
所在地			

略号	普通徴収該当理由	人員
普A	総従業員数が2人以下（普B～普Fの理由に該当するすべての従業員数（他市町村分を含む）を除いた人員。）	人
普B	他の事業所で特別徴収されている方（乙欄該当者）	人
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（従業員の住所地が高松市以外の香川県内市町の場合年間の給与支払金額が1,030,000円以下）	人
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）	人
普E	事業専従者の方（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職又は退職予定（5月末日まで）の方	人
合計	総括表の普通徴収と同じ人員になります。	人

- ※ この理由書は、普通徴収該当理由に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、毎年提出してください。
- ※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の略号（普A～普F）を記入してください。（eLTAX等の電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する略号を記載してください。なお、理由書の添付は不要です。）
- ※ 普Bから普Fの複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人員を記載してください。
- ※ 合計欄の人員が給与支払報告書総括表に記載の普通徴収該当人員と一致するよう人員を記載してください。
- ※ 上記普通徴収該当理由普A～普Fのいずれにも該当しない場合は、特別徴収対象者となります。

#### 給与支払報告書の綴り方

総括表及び仕切紙は、点線から切り取って、下図のような順序に綴ってください。（ホッチキスや紐で綴じず、クリップで綴じてください。）



②普通徴収該当理由書は、普通徴収に該当する従業員がいる場合のみ、該当人員を記載いただいた上でご提出下さい。  
 ※提出がない場合は全員特別徴収となります。  
 普通徴収該当理由普A～普Fに該当しない場合は、すべて特別徴収となります。

#### 給与支払報告書の記載例

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
円 千 円	円 千 円	円 千 円
(摘要)		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">普C</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">該当する略号を必ず記載してください。</p>		

※ 略号の記入がない場合は、原則として、特別徴収として処理されます。